

下水道法第18条に規定する損傷負担金の徴収に関する要綱

(通則)

第1条 上下水道事業管理者が下水道法（昭和33年法律第79号）第18条の規定に基づいて徴収する損傷負担金に関しては、この要綱の定めるところによる。

(損傷事実の調査)

第2条 公共下水道の施設が損傷又は機能的障害（以下「損傷」という。）を受けた事実を知ったときは、損傷の状況、損傷の原因、損傷の原因である行為をした者（以下「原因者」という。）、補修等の工事（以下「補修工事」という。）の必要の有無等を調査し、損傷事実調査書（第1号様式）を作成する。

(原因者の立会い等)

第3条 前条の調査の結果、原因者が判明したときは、原因者に立会い等を求めて、損傷の状況、原因等を確認し、損傷事実確認書（第2号様式）を作成する。

2 原因者が前号に規定する立会いに応じなかったときは、損傷の状況、原因等を損傷事実通知書（第3号様式）により、原因者に通知しなければならない。

(損傷負担金の負担)

第4条 前2条に規定する調査確認の結果、補修工事が必要と認められる場合は、当該原因者（以下「負担義務者」という。）に損傷負担金を負担させる。

。

(損傷負担金の額)

第5条 負担義務者が負担する損傷負担金の額は、当該補修工事に係る工事費

、設計監督費等の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、損傷の発生に関して、他の原因がある場合には、前項の合計額に当該他の原因の占める割合を乗じて得た額を前項の合計額から控除する。

(負担義務者間の負担割合)

第6条 損傷について2以上の負担義務者がある場合におけるそれぞれの負担義務者に負担させるべき損傷負担金の額は、損傷の原因となった行為の態様、期間等を基準とし、損傷の原因となったと認められる程度に応じて、前条の規定により算出した損傷負担金の額を配分して定める。

(損傷負担金の徴収等)

第7条 損傷負担金は、当該補修工事の概算金額に基づき施工前に徴収する。

ただし、緊急施工等の必要により概算金額に基づき徴収することが困難な場合には、当該補修工事の完成後の精算金額に基づき徴収することができる。

- 2 損傷負担金は、当該補修工事の完成後の精算金額に基づきこれを確定する。
- 3 第1項に規定する概算金額に基づき徴収した額と工事完成後の精算金額に基づき確定した額との間に差額が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。
- 4 前3項の規定により徴収及び追徴又は還付する場合は、負担義務者に損傷負担金の決定額を損傷負担金決定通知書(第4号様式)及び確定額を損傷負担金確定通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

(負担義務者の施工する補修工事の承認等)

第8条 補修工事を緊急に施工する場合等で負担義務者から補修工事施工申請書(第6号様式)の提出があったときは、当該負担義務者が補修工事を施工することを補修工事施工承認書(第7号様式)により承認することができる

。

2 前項の規定により承認を受けた負担義務者が当該補修工事を完成したときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、当該損傷負担金を負担させない。

3 負担義務者が施工する補修工事に関し、立会い又は監督をした場合は、当該立会い又は監督に要した費用を当該負担義務者から徴収する。

(一般下水道への準用)

第9条 本要綱は、一般下水道に準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下水道法第18条に規定する損傷負担金の徴収に関する要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

第1号様式

損傷事実調査書					
調査担当者	所 係	作成 年 月 日			
		年 月 日			
発見又は通報 日時及び経緯		年 月 日 午 前 後 時			
損傷 の 状 況	場 所				
	状 況				
	原 因				
施設の設置年度		年 度			
原 因 者	住 所	電 話 ()			
	氏名又は名称 (代表者名)				
	業 種				
	損傷行為 の 内 容				
	除外施設	有 無	設置年月日	年 月 日	
補修工事の 必要の有無					
備 考	上記以外の参考事項は、適宜裏面に記入すること。				

損傷事実確認書	
立会年月日	年 月 日 () 午 前後 時
損傷の状況	場 所
	状 況
	原 因
補修工事の範囲	
<p>上記のとおり相違ないことを確認します。</p> <p>なお、この損傷に係る補修工事に要する費用は、当方が負担します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	

年 月 日

殿

川崎市上下水道事業管理者

印

損 傷 事 実 通 知 書

下記のとおり下水道施設が損傷を受けたので通知します。
このことに異存がなければ、別紙損傷事実確認書を御返送願います。

記

場 所	
状 況	
原 因	
そ の 他	

年 月 日

殿

川崎市上下水道事業管理者

印

損 傷 負 担 金 決 定 通 知 書

下水道法（昭和33年法律第79号）第18条の規定に基づき下記のとおり損傷負担金を決定したので通知します。

記

- 1 損傷負担金の額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 納入方法 別添納入通知書による。
- 4 請求事由

- 5 そ の 他

損傷負担金の額は、工事しゅん工後増額又は減額することがあります。

年 月 日

殿

川崎市上下水道事業管理者

印

損 傷 負 担 金 確 定 通 知 書

さきに、 年 月 日付 号をもって通知
した損傷負担金を下記のとおり確定したので通知します。

記

追徴又は還付損傷負担金

- | | |
|----------------|---|
| 1 確定損傷負担金額 | 円 |
| 2 既決定損傷負担金額 | 円 |
| 3 追徴又は還付損傷負担金額 | 円 |

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

補 修 工 事 施 工 申 請 書

さきに、確認した下水道施設の損傷につきましては、当方の負担において、
下記のとおり補修工事を施工したいので、承認くださるようお願いします。

記

補 修 工 事 場 所	
施 工 予 定 年 月 日	年 月 日
補 修 工 事 内 容	

年 月 日

殿

川崎市上下水道事業管理者

印

補 修 工 事 施 工 承 認 書

さきに、申請のあった補修工事の施工についてはこれを承認しますので、
工事の施工に当たっては当局の指示に従ってください。

なお、この補修工事の施工を履行しない場合は、当局において工事を施工し、
これに要した費用は下水道法（昭和33年法律第79号）第18条の規定により申請者が負担することになります。